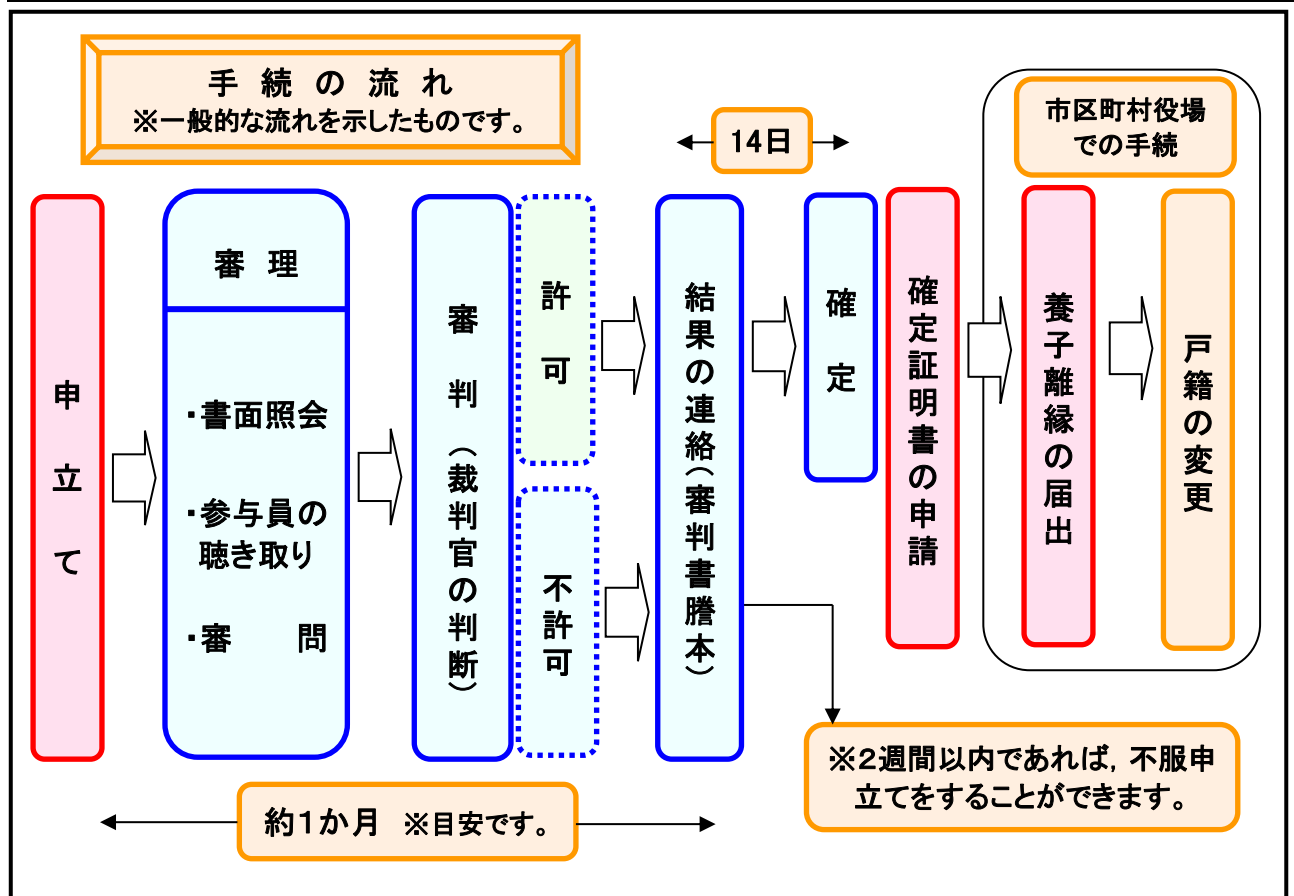


「死後離縁」の手続とは・・・

離縁をするには、市区町村役場に養子離縁の届出をしなければなりません。養親（又は養子）が死亡している場合には、あらかじめ裁判所の許可を得る必要があります（民法811条6項）。その許可を得る手続が「死後離縁」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	亡養子との離縁のときは、養親 亡養親との離縁のときは、養子（養子が15歳未満のときは、原則として、養子の現在の法定代理人が行います。）
申立てをする裁判所	申立てをする人の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 養父子関係・養母子関係ごとに 収入印紙 800円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 1, 771円分【500円2枚, 84円8枚, 50円1枚, 20円1枚, 10円2枚, 5円1枚, 2円2枚】 （養父母による申立てなど申立人2名の場合は、 2, 870円分【500円4枚, 84円8枚, 50円2枚, 20円2枚, 10円4枚, 5円2枚, 2円4枚】）
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書 1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（全部事項証明書）各1通 <input type="checkbox"/> 養親のもの <input type="checkbox"/> 養子のもの （亡養親又は亡養子については、死亡の記載のあるもの） （ <input type="checkbox"/> 生存養子が15歳未満であるときに離縁後その法定代理人となるべき者による申立ての場合は、その申立人のもの）



よくあるご質問

Q1 亡養親と離縁したいときは、誰が手続をすればよいのですか？

養子が15歳以上であれば、養子本人が、15歳未満のときは、原則として、養子の現在の法定代理人が行うこととなります。ただし、例外的に、養子が15歳未満で、死亡養親・生存養親の双方と同時に離縁する場合や生存養親がいない場合は、離縁後の法定代理人になる人を行うことができると考えられます。

Q2 死後離縁をした場合、亡養親の遺産を相続することはできるのですか？

死後離縁は、死亡養親の親族との親族関係を消滅させるものですので、すでに生じた相続については影響がなく、遺産を相続することができます。

Q3 どのようなことを審理して判断されるのですか？

裁判官は、例えば、養子が養親又はその親族の遺産を相続しながら、養親又はその親族に対する扶養義務や祭祀を免れるためというように明らかに不純な理由に基づくものではないかなどを審理し、判断します。

Q4 許可になったときは、どのような手続をすればよいですか？

離縁をするには、市区町村役場に届出をすることが必要になりますが、届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付申請をしてから、申立人の本籍地又は住所地の役場に養子離縁の届出をしてください。住所地の役場で届出をするには、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。

Q5 離縁後の養子の氏は、どのようになるのですか？

養子は離縁によって縁組前の氏に戻り、それに伴って縁組前の戸籍に入るのが原則です。ただし、夫婦共同縁組をした養親の一方のみと離縁した場合は、養子は縁組前の氏には戻りません。また、養子が縁組の日から7年を経過した後に離縁をしたときは、離縁の日から3か月以内に市区町村役場に届け出ることによって、縁組中の氏を引き続き称することができます。

なお、養子の子の氏は当然に変更しないため、もし親と同一の氏を称したいときは、家庭裁判所で「子の氏変更許可」の手続をとる必要があります。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)